

後期高齢者医療保険料の年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月の下旬にお知らせします。申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まり、保険料は前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月～8月までの年金からの天引きでは、平成28年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

今年度から小学校へ入学する子に、いる家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付しました。（小学校入学前の子は、現在持っている子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。）

まだ受給者証が手元に届いていない方は、市役所市民窓口グループまで連絡してください。

なお、小学校就学に伴い障害者医療または母子家庭等医療の対象に切り替わる子については、個別に通知しています。切替の申請が済んでいない方は、遅くとも4月中には切替の手続きをお願いします。

また、有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市役所市民窓口グループへ返還してください。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎5211111（内線227・217）



年金

平成28年度の年金額と年金保険料額のお知らせ

年金額 国民年金を受給している方の年金額は「表1」のとおりです。年金の受け取りは、偶数月の年6回です。

年金保険料

・定額保険料／1万6,260円
・付加保険料（月額400円）を加えた保険料／1万6,660円

※割引額は複利原価法により計算します。（表2）参照

※前納する場合、1年分または半年分をまとめて納めれば、割引が受けられます。

<表1>

年金の種類		平成28年度
老齢基礎年金		780,100円
障害基礎年金	1級	975,100円
	2級	780,100円
遺族基礎年金（子1人）		1,004,600円
子の加算額	1,2人目	224,500円
	3人目以降	74,800円

前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。

・1年前納期限：5月2日（月）
・半年前納期限

【上期】：5月2日（月）
【下期】：10月31日（月）

※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、注意してください。

納付は口座振替で 口座振替を利用すれば2年前納制度もあり、前納の割引額も大きくなります。また、納めに行く手間を省け、納め忘れもなく安心です。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎5211111（内線216）

<表2>

年額（月払い）	定額保険料		定額+付加保険料	
	1年前納	半年前納	1年前納	半年前納
年額（月払い）	195,120円		195,120円+4,800円	
納付方法	1年前納	半年前納	1年前納	半年前納
納付額	191,660円	96,770円×2回	196,370円	99,150円×2回
割引額	3,460円	790円×2回	3,550円	810円×2回

国税専門官試験

第1次試験 5月29日（日）

第2次試験 7月12日（火）～20日

（※のうちの指定日）

申込期限【インターネット】

4月1日（金）午前9時～13日（水）

受信有効

問合せ先 名古屋国税局人事第

二課試験係

☎052-951-3511

